

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 令和3年12月6日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所会議室

3 出席者

(委員)

太田貴雄，浅沼都，興津伸一郎，川内十郎，小池裕子，藤田浩之，山崎透，横濱竜也
(以上学識経験者)，野末寿一(以上弁護士)，島本恭子(以上検察官)，比佐和枝，
森脇江津子(以上裁判官)

(説明担当者)

官澤康弘(事務局長)，伊藤世二(主任書記官)

(庶務)

森秀樹(総務課長)

4 議事内容等

(1) 新任委員1名から自己紹介があった。

(2) 今回のテーマである「成年後見制度を利用促進させるための方策について」について、伊藤主任書記官から、成年後見制度の概要、成年後見制度の利用状況等及び成年後見制度の利用促進に向けた取組について説明があり、利用促進の阻害要因や有効と思われる方策等について意見等をいただきたいと説明があった上で、各委員から次のような意見等が述べられた(○は家裁委員の発言、●は説明担当者の説明である。)

○ 成年後見制度を利用する際の問題点として、後見人に支払う報酬の点があるが、後見人が市民、司法書士や弁護士のような士業又は法人後見のいずれであっても、業務の内容が同じであれば、報酬は同じなのか。

● 制度を利用する方からすると、どのような業務に対して報酬を支払うのか、また、後見人の職種等によって報酬が変わるのかというところは、当然気になるところだと思う。そ

の点については、これまで裁判所として明確に公表していなかったが、今後は利用促進に向けて、報酬金額の予測可能性は当然考えていかなければいけないところであり、現在、検討が進められているときいている。

- 報酬金額を明確にすることは大事なことであり、明確になっていないことが利用促進できない要因の一つだと思う。また、後見人が足りず養成を進めているということだが、その反面、制度の利用促進が図れていない状況については、どのように考えればいいのか。
- 成年後見制度の利用者数自体は、年々伸びているところではあるが、親族が後見人に選任されないと相対的に専門職の方の割合が伸びてしまうことになり、そのことが専門職の後見人が不足する一つの要因となっているのではないかと思われる。
- 中核機関は、どういう方で、また、どれくらいの数で構成されているのか。
- 一般的などころでは、行政が社会福祉協議会に委託して、社会福祉協議会が中心となり、各専門職団体、精神保健福祉士や学識経験者なども踏まえて中核機関を構成しているところが多いと思う。人数については、市や町の規模によって異なると思われる。
- 日本の成年後見の制度を議論するとき、ドイツと比較することが多い印象があるが、ドイツにはボランティアグループが多くあり、それらが成年後見のために活動していて、その結果、利用者は、日本のおよそ8倍、日本が16万人前後なのに対し、ドイツは120万人が利用している状況にある。日本で市民後見人の話が出てきているのは、ドイツのボランティア団体のようなものを念頭に置いているものと思われるが、コミュニティの在り方が、日本とドイツではかなり違う気がするので、同じように日本で市民後見人がうまく回るのかについては懸念がある。
- 認知症高齢者数の推定値の4パーセントしか制度を利用していないようだが、本当に成年後見のニーズはあるのかということを議論する必要があるのではないか。成年後見制度で守られるべき人が本人だと仮定して、本人を守るという立場で考えたとき、成年後見の判断ができない人に自らの申立ては期待できないのに、それを義務化して申立てさせるといふ仕組みに今の民法はなっていない。ある程度の財産がある方が認知症になり、法律的な判断ができない状況になっても、親族の方が周りにいれば何とかしてしまい、日常ではさほど困らない。そうすると、そこには需要があるのかということになる。本人を守ると

いう意味はあるが、誰を利用者として考え、どこに需要があるのか、そこをまず議論した方がいいのではないかなと思う。

- 資料にも権利擁護支援という言葉がたくさん出てくるが、ここで言う権利は、認知症になった方などのこととして使われているように思う。それを必要とする人が本人なのか、身内の周辺の人なのかということは、大事な議論だと思うし、このことが利用が進まない要因なのではないかと思う。また、費用が毎月2万円から6万円ぐらいかかるということも要因の1つだと思う。成年後見というのは、判断能力がない人の権利擁護ということを考えるシステムだと思うが、周りの人がお金を自由に使えなくなってしまい、後見制度の理念と現状のニーズというのがずれているように思う。判断能力のない人の権利を守ることがリアルには感じられないし、この制度の利用促進を行うのであれば、周りの人がお金を使う場合も考慮した制度にしていくことを考えていかないと制度の利用が進まないのではないかと思う。なお、日本人は司法書士や弁護士に依頼することに慣れていないので、使いやすさという意味では法人後見制度は有効なのではないかと思う。
- 専門職の方に話を聞くと、実際に行う手続としては、施設入所や不動産の処分時など限定的だが、その割には2か月に1、2回会うことになるので、手間がかかる割に実働が少なく、後見人が専門職である場合のメリットがあまりないということであった。また、そのような現状なので、制度自体の使い勝手が悪く、成年後見制度だけではなくて、家族信託なども組み合わせて使う方がどうしても便利なので、そのみに頼るわけではないという話も聞いた。例えば、成年後見人でなければ施設入所等の手続ができないという制度になれば、制度利用が促進されるのではないかと思う。後見制度は、認知症や高齢者の方だけではなく障害者の方も利用するが、どこをターゲットにして利用促進していくのか明確でないように思う。ターゲットが違くと方向性も変わると思うので、そこを明確にしないと議論がしづらいと思う。
- 福祉の現場においては、各自治体において利用促進計画を制定しており、各区役所で相談に応じている。また、中核機関が設置されており、そこで相談会を実施している。静岡市では、身寄りのない方についての手続や報酬についての補助の制度があり、それらの利用についての周知等を行っている。実際の現場では、申立てをしても、後見人候補者がい

ないという理由で時間がかかることがあるようなので、利用促進においては後見人候補者の養成も同時に行っていく必要があるのではないかと思います。

- 医療においては、精神障害者の方の成年後見のための診断書の作成をサポートすることと、実際に成年後見が必要な方の治療や支援を行っている。精神科の治療で言うと、本人が精神障害のため、自身の治療の必要性を判断できない場合、精神保健指定医の資格を持っている医師が必要と判断すれば、患者の同意が得られなくても家族の同意があれば治療を受けられることになっているが、家族がその患者に関わりたくない場合などには、成年後見人の方に入院の必要性などを一緒に考えてもらうといった取組が行われている。このような観点で考えると、後見制度の後見人になる方は大変で、実際に後見人が決まらないこともあるため、国の社会福祉施策として、国民の権利の擁護や適切な医療を含めてサポートすることを行うべきだと思う。報酬に関しても、財産が一定限度以下の方は、税金で担保するなどといった制度にしないと難しいと思う。
- 遺産分割の調停において、使途不明金が問題になることが多く、その場合、後見等開始の審判を申立ててもらいたいことがあるが、それは本人ではなく周りの人のための申立てであり、どこまでが本人のための申立てなのかという思いはある。また、後見等開始の審判は中身が漠然としていて、一般の方に後見人が何をどこまでやってくれるのか明確になっていないように思う。何となく財産管理をしてもらっている、身上保護の相談に乗ってもらっている、といった程度にしか理解が進んでいないように思うので、利用促進ということであれば、もう少し中身を明確にして、分かりやすく周知した方が一般の方も利用しやすいのではないかと思います。
- 成年後見制度の利用促進に向けた取組で、基本計画の三つの柱の中で不正防止の徹底ということがあるが、不正が行われた事案について、きちんと処罰したことが報道等を通じて公になることで、後見制度の安全性が利用者に伝われば良いと思う。また、高齢の方で悪質業者にだまされたり、トラブルに巻き込まれた方について、その方の判断能力に不安がある場合に、本人あるいはその家族に成年後見制度について説明できる機会があれば、利用促進につなげることができるかもしれないと思った。
- 利用促進されないのは、後見制度が広く一般に知られていないというのが大きな理由だ

と思う。後見制度は、プライバシーに関わることなので具体例をもって報道されることは少なく、一般に知られる機会が少ないことも課題ではないかと思う。

- 報酬に関しては、東京家裁がホームページで目安を発表している。これは、家事事件手続法が施行された平成25年頃にできたものであるが、現在、財産管理のみならず、身上保護についても勘案した報酬制度について検討することも、基本計画の方向性として考えられているところだと思っている。また、最近の傾向として、判断能力が十分でない方が、様々な手続を行うことが不安で、保佐や補助を申し立てることが増えており、この制度は、本人の意思がかなり尊重されるものなので、そういった面でも大分傾向が変わってきていると思う。また、保佐人や補助人が選任されていれば、本人の判断能力の衰えが進行したときに、保佐人や補助人が進行の程度に対応した後見や補佐開始を機動的に申し立てることができるので、より本人の意思を尊重した制度の利用ということになる。最近では、不正防止の関係で、後見制度支援預金も新しくでき、静岡では基本計画にのっとった金融機関のサポートが行われており、さらに精神医療の関係や他の職種の方のサポートが進んでいけば、救済されるべき人たちが、制度の中で安心して、自分の意思を尊重されつつ、安全な生活ができるようにしていけるのではないかというように御理解いただければと思う。

5 次回テーマ及び期日

今回は、少年保護事件の補導委託制度と補導委託先の確保について取り上げることになり、期日は、令和4年6月30日（木）午後3時から午後5時までとした。

6 報告

宮澤事務局長から、前回の家裁委員会（テーマ「家事調停委員の人材確保について」）における意見交換を踏まえ、その後の裁判所における取組状況について報告がなされた。